

令和7年7月18日

文化審議会の答申 ～重要無形文化財の指定及び保持者の認定等～

文化審議会（会長 ^{しまたに} 島谷 ^{ひろゆき} 弘幸）は、7月18日（金）に開催された同審議会文化財分科会の審議・議決を経て、別紙のとおり重要無形文化財の指定及び保持者の認定等について、文部科学大臣に答申しましたので、お知らせします。

この結果、官報告示の後に、各個認定に係る重要無形文化財の指定件数は73件、各個認定の保持者数は111名となる予定です。

詳しくは、別紙の資料「Ⅰ. 答申内容」「Ⅱ. 解説」「Ⅲ. 参考」を御覧ください。

<担当> 文化庁文化財第一課

課 長

三輪 善英 （内線 9701）

課長補佐

林 真太郎 （内線 9703）

主任文化財調査官（芸能部門）

吉田 純子 （内線 9709）

文化財調査官（工芸技術部門）

生田 ゆき （内線 9721）

審議会係主任

安井 絵美 （内線 9718）

電話：075-451-4111（代表）

075-451-9718（直通）

(別紙)

I. 答申内容

1. 重要無形文化財の指定及び保持者の認定（各個認定）

年齢は令和7年7月18日現在

重要無形文化財	保 持 者		
名 称	氏名（芸名・雅号）	生年月日（年齢）	住 所
（芸能の部）			
ときわ ずぶしやみせん 常磐津節三味線	たんざわ まさあき 丹澤 正明 (ときわ ず と きぞう 常磐津 都瓦蔵)	昭和17年2月19日 (満83歳)	京都府京都市
（工芸技術の部）			
ゆう かさい 釉下彩	なか だ かず お 中田 和雄 (なか だ かず お 中田 一於)	昭和24年3月15日 (満76歳)	石川県小松市

2. 重要無形文化財の保持者の追加認定（各個認定）

年齢は令和7年7月18日現在

重要無形文化財	保 持 者		
名 称	氏名（芸名・雅号）	生年月日（年齢）	住 所
（芸能の部）			
しゃくはち 尺八	ぜんよう じ けいすけ 善養寺 恵介	昭和39年3月13日 (満61歳)	埼玉県所沢市
（工芸技術の部）			
きゆうしつ 髹漆	はやし さとる 林 暁	昭和29年4月25日 (満71歳)	富山県高岡市
ちようきん 彫金	おくむら まさゆき 奥村 雅幸 (おくむら こう き 奥村 公規)	昭和25年7月11日 (満75歳)	東京都東久留米市
もくこうげい 木工芸	わたなべ あきら 渡辺 明 (わたなべ あき お 渡辺 晃男)	昭和28年6月13日 (満72歳)	東京都多摩市

3. 重要無形文化財の保持者の団体の構成員の追加認定（総合認定）

年齢は令和7年7月18日現在

重要無形文化財		
名称	保持者及び代表者	所在地及び団体名
がく 雅楽	く ないちょうしき ぶ しょうがく ぶ ぶ いん 宮内庁式部職楽部部員 うえ けんじ 上 研司	東京都千代田区千代田1-1 宮内庁式部職楽部

保 持 者			
氏名	芸名	生年月日（年齢）	住所
ひ ぐち ゆういちろう 樋口 勇一郎		平成15年9月4日（満21歳）	埼玉県
さい き こう た 齋木 洸大		平成15年12月14日（満21歳）	埼玉県

重要無形文化財		
名称	保持者及び代表者	所在地及び団体名
ぎ だゆうぶし 義太夫節	ぎ だゆうぶし ほ ぞんかい いん 義太夫節保存会会員 うえ だ えつ こ たけもと こま の すけ 上田 悦子（竹本 駒之助）	東京都中央区築地4-3-12 秀和第二築地レジデンス706号 義太夫節保存会

保 持 者			
氏名	芸名	生年月日（年齢）	住所
三味線（1名）			
たにがわ み ほ 谷川 美帆	つるざわ か ず 鶴澤 賀寿	昭和45年4月25日（満55歳）	東京都

重要無形文化財		
名称	保持者及び代表者	所在地及び団体名
ときわ ず ぶし 常磐津節	ときわ ず ぶし ほ ぞんかい 常磐津節保存会会員 つねおか かおる ときわ ず も じ たゆう 常岡 薫 (常磐津 文字太夫)	東京都世田谷区弦巻 3-2 2-2 5 パークコート弦巻 107 トキワオフィス内 常磐津節保存会

保 持 者			
氏名	芸名	生年月日 (年齢)	住所
太夫 (2名)			
しばふじ ゆ き こ 芝 藤 由紀子	ときわ ず み つ ゆ き 常磐津 三都由紀	昭和21年7月20日(満78歳)	高知県
いけだ まさと 池田 雅人	ときわ ず み つ せ だゆう 常磐津 光勢太夫	昭和23年10月5日(満76歳)	東京都

重要無形文化財		
名称	保持者及び代表者	所在地及び団体名
か とうぶし 河東節	か とうぶし ほ ぞんかい 河東節保存会会員 はつ た み ち よ やまびこ せん こ 八田 美千代 (山彦 千子)	東京都港区新橋 4-1 5-4 叶家方 一般財団法人 古曲会内 河東節保存会

保 持 者			
氏名	芸名	生年月日 (年齢)	住所
三味線 (1名)			
かきざわ き よ の 柿澤 季代乃	やまびこ き よ の 山彦 季代乃	昭和44年5月7日(満56歳)	東京都

重要無形文化財		
名称	保持者及び代表者	所在地及び団体名
りゅうきゅう ぶ よう 琉球舞踊	りゅうきゅう ぶ よう ほ ぞんかい かい いん 琉球舞踊保存会会員 おお た ひで こ たまぐすく ひで こ 大田 秀子（玉城 秀子）	沖縄県那覇市楚辺 2-8-6 琉球舞踊保存会

保 持 者			
氏名	芸名	生年月日（年齢）	住所
舞踊（４名）			
あ し みね りつ こ 安次嶺 律子		昭和23年12月29日（満76歳）	沖縄県
ひ が ひで み 比嘉 英美	ま じ き な ひで み 真境名 英美	昭和33年4月23日（満67歳）	沖縄県
おお た もりく に 大田 守邦	た ま ぐ す く せい ぎ 玉城 盛義	昭和41年8月1日（満58歳）	沖縄県
す どう しげ の 周東 秀乃	しまぶくろ しげ の 島袋 秀乃	昭和42年1月9日（満58歳）	沖縄県
歌三線（２名）			
や ま し ろ あ き ら 山城 暁		昭和26年3月7日（満74歳）	沖縄県
と な き やす ひ ろ 渡名喜 康広		昭和30年1月20日（満70歳）	沖縄県
箏（１名）			
たい ら 平良 マサエ		昭和20年2月13日（満80歳）	沖縄県
笛（１名）			
なか た は る み 仲田 治巳		昭和31年9月1日（満68歳）	沖縄県
胡弓（１名）			
ひ が き よ し 比嘉 清		昭和21年11月13日（満78歳）	沖縄県
太鼓（１名）			
きんじょう もりまつ 金城 盛松		昭和38年7月10日（満62歳）	沖縄県

Ⅱ. 解説

〔 1. 重要無形文化財の指定及び保持者の認定（各個認定） 〕

（芸能の部）

1 ときわ ずぶしや みせん 常磐津節三味線 たんざわ まさあき 丹澤 正明（芸名 ときわ ず と き ぞう 常磐津 都瓦蔵）

「常磐津節三味線」は、平成4年5月15日に重要無形文化財に指定されたが、令和4年12月15日、保持者の逝去により指定が解除された。今回、改めて指定するとともに、丹澤氏をその保持者として認定するものである。



（丹澤 正明 氏）



（演奏中の丹澤氏）

（ 1 ） 重要無形文化財の指定について

①名称

常磐津節三味線

②重要無形文化財の概要

常磐津節は、三味線音楽の語り物である浄瑠璃の一つで、延享4（1747）年

に常磐津^{もじたゆう}文字太夫が一派を開いたときから始まる。以後、歌舞伎音楽として発達し洗練され、さらに歌舞伎や舞踊の舞台を離れて独立した音楽としても演奏されるようになった。

常磐津節は、歌舞伎からの影響を受けた演劇性豊かな詞章、時代物から世話物まで幅広く適応する繊細でありながら重厚な音楽性、舞踊に適した間合いの運びなどに特色を有している。

常磐津節三味線は、太夫が語る浄瑠璃とともに常磐津節を構成する極めて高度な演奏技法であり、詞章に表れた情景や登場人物の心情等を弾き分け、巧みな間合いで浄瑠璃を支え、常磐津節の特色をよく発揮している。

以上のように、常磐津節三味線は、芸術上特に価値が高く、芸能史上特に重要な地位を占めるものである。

(2) 保持者の認定について

①保持者

氏 名 丹澤 正明（芸名 常磐津 都毘蔵）

生年月日 昭和17年2月19日（満83歳）

住 所 京都府京都市

②保持者の特徴

同人は、伝統的な常磐津節三味線の技法を高度に体現し、斯界を代表する三味線方の一人として活躍し、重要な位置を占めている。また、斯界の発展及び後進の指導・育成にも尽力している。

③保持者の概要

同人は、昭和22年、父・常磐津^{ぶん の すけ}文之助に師事し、常磐津節の修業を始め、翌年に初舞台を踏んだ。昭和29年、常磐津^{ぶんぞう}文蔵に師事し、翌年、常磐津^{と き た ゆ う}都毘太夫の名を許されたが、三味線方に転向し、同34年に常磐津^{と き ぞ う}都毘蔵の名を許された。昭和39年、常磐津^{きくさぶろう}菊三郎（昭和41年重要無形文化財「常磐津節三味線」（各個認定）保持者）の預かり弟子となり、以後も研鑽に励み、常磐津節三味線の伝統的技法を高度に体現し、平成12年には、重要無形文化財「常磐津節」（総合認定）保持者に認定された。

同人は、詞章内容の解釈に優れ、力強く深みのある音色によって曲の世界を作り出し、卓抜した間合いで太夫の語りをよく支えている。演奏家のみならず、多くの歌舞伎俳優や舞踊家からの信頼も厚く、数多くの充実した舞台成果を世に示している。また、祖母・常磐津^{みやこ}都が創立した常磐津^{さん ぜ そう に し き ぶん しょう}都会を昭和46年に父から継承し、同58年から常磐津都^{ぶん ぞう}蔵研究会を主宰し、「三世相錦繡文章」などの大曲、復曲や稀曲の上演にも積極的に取り組み、常磐津節の継承に貢献している。こうした同人の舞台成果や活動に対しては、文化庁芸術祭（音楽部門）優秀賞が贈られるなど、高く評価されている。

さらに、門弟のみならず後進の指導・育成にも努め、平成26年からは一般社団法人関西常磐津協会の理事長となり、関西での斯界の発展にも尽力している。

以上のように、同人は、常磐津節三味線の技法を正しく体得し、かつ、これに精通するとともに、その技法を高度に体現している。

④保持者の略歴

- | | |
|-------|---|
| 昭和22年 | 常磐津 ^{ぶん の すけ} 文之助に師事 |
| 同 23年 | 「狸 ^{たぬき} の茶釜 ^{ちやがま} 」にて初舞台を務める |
| 同 29年 | 常磐津 ^{ぶん ぞう} 文蔵に師事 |
| 同 30年 | 常磐津 ^{と き た ゆう} 都 ^{と き ぞう} 太夫の名を許される |
| 同 34年 | 常磐津 ^{と き ぞう} 都 ^{きく さ ぶ ろ う} 蔵の名を許される |
| 同 39年 | 常磐津菊三郎（重要無形文化財「常磐津節三味線」（各個認定）保持者）の預かり弟子となる |
| 同 40年 | 「身替 ^{みがわり} 座 ^ざ 禅 ^{ぜん} 」にて歌舞伎の初舞台を務める |
| 同 46年 | 常磐津都会を継承（現在に至る） |
| 同 47年 | NHK邦楽技能者育成会17期生修了 |
| 同 52年 | 「女夫 ^{め お と ぎ つ ね} 狐」にて歌舞伎で初めてタテ三味線を務める |
| 同 58年 | 常磐津都 ^{ぶん ぞう} 蔵研究会を主宰（令和4年まで） |
| 同 59年 | 一般社団法人関西常磐津協会理事（平成13年まで） |
| 平成12年 | 重要無形文化財「常磐津節」（総合認定）保持者（現在に至る） |
| 同 13年 | 一般社団法人関西常磐津協会常任理事（同26年まで） |
| 同 22年 | 常磐津節保存会理事（現在に至る） |
| 同 24年 | 平成23年度（第66回）文化庁芸術祭（音楽部門）優秀賞 |
| 同 26年 | 一般社団法人関西常磐津協会理事長（現在に至る） |
| 同 年 | 旭日双光章 |

同 28年 平成27年度京都市芸術振興賞

同 31年 第37回（平成30年度）京都府文化賞功労賞

令和 2年 令和元年度（第74回）文化庁芸術祭（音楽部門）優秀賞

（3）備考

同分野の既認定者

（死亡解除）

すずき 鈴木	ひろたろう 広太郎（芸名	ときわす 常磐津	もじおう 文字翁）（昭和30年5月12日指定・認定～同35年8月6日指定・認定解除）
くらい 倉井	しゅういち 修一（芸名	ときわす 常磐津	きくさぶろう 菊三郎）（昭和41年4月25日指定・認定～同51年9月27日指定・認定解除）
すずき 鈴木	えいじ 英二（芸名	ときわす 常磐津	えいじゅ 英寿）（平成4年5月15日指定・認定～令和4年12月15日指定・認定解除）

(工芸技術の部)

1 釉下彩 中田 和雄 (雅号 中田 一於)

今回初めて「釉下彩」を重要無形文化財に指定するとともに、中田氏をその保持者として認定するものである。



(中田 和雄 氏)



(制作中の中田氏)

(1) 重要無形文化財の指定について

①名称

釉下彩

②重要無形文化財の概要

釉下彩とは、絵付け等の装飾の上に透過性の高い釉薬を施釉し焼成する陶芸技法である。

中国では、宋時代の磁州窯や、元時代の景德鎮窯において、陶器や磁器に鉄や呉須、銅を用いて文様を描く釉下彩の鉄絵や青花、釉裏紅が製作される。

我が国において、釉下彩の製作が開始されるのは、安土桃山時代の美濃や唐津の陶器であり、江戸時代初期には、有田において磁器に呉須で文様を描く染付が展開していく。明治時代になると、洋絵具の導入により、釉下の顔料の色数は増加し、ドイツ人化学者でお雇い外国人の、ゴットフリート・ワグネルによって陶器の色彩豊かな釉下彩が開発される。その後、陶芸家の初代宮川香山、板谷波山等によって磁器の釉下

彩の研究や、表現の追求が行われ、優れた制作活動を行う作家が輩出している。

今日の釉下彩は、伝統的な技術を基に、釉薬の調合による色や透過性の調子、その下に施される装飾に工夫が凝らされ、高度な芸術的表現を可能にする陶芸技法として高く評価されるものである。

以上のように、釉下彩は、芸術上特に価値が高く、工芸史上特に重要な地位を占めるものである。

(2) 保持者の認定について

①保持者

氏 名 中田 和雄（雅号 中田 一於）

生年月日 昭和24年3月15日（満76歳）

住 所 石川県小松市

②保持者の特徴

同人は、伝統的な釉下彩の技法を高度に体得し、自身で調合した透過性の高い色釉の下に銀彩等による装飾を施す釉下彩の作品の制作を行っている。中でも同人の一連の「釉裏銀彩」の作品の色釉と銀彩の組み合わせは、美しい調和を生み出しており、日本伝統工芸展等で受賞を重ね、高い評価を得ている。また、同人は、斯界の発展及び後進の指導・育成にも尽力している。

③保持者の概要

同人は、昭和24年に石川県小松市に生まれた。地元の高等学校を卒業後、家業の中田錦苑窯に従事し、基本的な陶芸技術を習得した。昭和53年に同郷の陶芸作家の徳田八十吉（（雅号 三代徳田八十吉）平成9年重要無形文化財「彩釉磁器」（各個認定）保持者）に指導を受ける。以来、色釉と銀彩の融合を模索し、色釉の下に銀彩等を施す釉下彩の研究を続け、活発な制作活動を展開しながら技を錬磨し、高度に体得して今日に至る。

同人の釉下彩の特徴は、自身で調合した透過性の高い色釉と、その下に施される銀彩、金彩等による装飾である。色釉は故郷の九谷焼の五彩に着想を得た「淡青釉」をはじめ、「淡桜釉」、「紫苑釉」、「白銀釉」等の多彩な釉薬を用いている。色釉

の下に施される銀彩、金彩等による装飾は、銀澄等^{ぎんずみ}を切り抜き、器面に幾何学文様や植物文様等に配し、重ねる枚数の差異により濃淡を、針彫りにより細部を表現している。中でも、同人の一連の「釉裏銀彩」^{ゆうりぎんさい}の作品は、色釉の下に銀彩を施した釉下彩であり、とりわけ淡青釉と銀彩の組み合わせは、美しい調和を生み出しており、同人の代表作として高い評価を得ている。

同人は、昭和53年の第25回日本伝統工芸展への初出品以降、同展を中心に作品を発表しており、同57年の第29回展では日本工芸会奨励賞を、平成2年の第37回展では文部大臣賞（優秀賞）を、同22年の第57回展では日本工芸会保持者賞（優秀賞）を受賞した。さらに平成23年には紫綬褒章を受章し、同27年には第35回伝統文化ポラ賞優秀賞を受賞、令和元年には旭日小綬章を受章しており、同人の釉下彩を構成する色釉と銀彩、金彩等による装飾は、いずれも高く評価されている。

また、同人は、平成20年から10年間、社団法人日本工芸会（現 公益社団法人日本工芸会）の理事の職にあり、同30年から6年間、同会の常任理事の職を務め、現在は、監事として同会の中心的な存在となっている。さらに同人は、日本伝統工芸展の鑑査委員等も歴任しており、後進の指導・育成に尽力している。

以上のように、同人は、釉下彩の技法を正しく体得し、かつ、これに精通している。

④保持者の略歴

- 昭和42年 家業の中田錦苑窯^{なか だ きんえんがま}に従事（現在に至る）
- 同 53年 徳田八十吉^{とくだ や そきち}（（雅号 三代徳田八十吉）重要無形文化財「彩釉磁器」^{さいゆうじき}（各個認定）保持者）に指導を受ける
- 同 年 第25回日本伝統工芸展初入選
- 同 57年 第29回日本伝統工芸展日本工芸会奨励賞
作品「釉裏銀彩切箔鉢」^{ゆうりぎんさいきりはくばち}
- 同 年 社団法人日本工芸会（現 公益社団法人日本工芸会）正会員に認定（現在に至る）
- 平成 2年 第37回日本伝統工芸展文部大臣賞（優秀賞）
作品「淡青釉裏銀彩四方鉢」^{たんせいゆうりぎんさいしほうはち}（文化庁買上）
- 同 3年 第38回日本伝統工芸展第1次鑑査委員（以降、計8回歴任）
- 同 14年 九谷焼技術保存会（石川県指定無形文化財「九谷焼」保持団体）会員（現在に至る）

同 20年 社団法人日本工芸会（現 公益社団法人日本工芸会）理事（同30年まで）

同 22年 第57回日本伝統工芸展日本工芸会保持者賞（優秀賞）
作品「たんせいゆう り ぎんさいはなしゆんじゅうもんはち淡青釉裏銀彩花 春 秋 文鉢」

同 年 第64回北國文化賞

同 23年 紫綬褒章

同 24年 小松市文化賞（工芸）

同 27年 第35回伝統文化ポラ賞優秀賞（釉裏銀彩の制作・伝承）

同 29年 第64回日本伝統工芸展第2次鑑査委員（以降、計3回歴任）

同 30年 公益社団法人日本工芸会常任理事（令和6年まで）

令和 元年 旭日小綬章

同 6年 公益社団法人日本工芸会監事（現在に至る）

（3）備考

同分野の既認定者
なし

〔 2. 重要無形文化財の保持者の追加認定（各個認定） 〕

（芸能の部）

1 しゃくはち 尺八 ぜんよう じ 善養寺 けいすけ 恵介

「尺八」は、令和4年10月31日に重要無形文化財に指定され、現在、保持者として野村正也（芸名 の むらまさ や 野村峰山）氏が認定されている。現保持者に加えて、善養寺氏を保持者として「追加認定」するものである。



（善養寺 恵介 氏）



（演奏中の善養寺氏）

（1）重要無形文化財「尺八」について

尺八は竹製縦吹き^{ひとよぎり}の管楽器の一種で、雅楽に使用した「古代尺八」、一般的な尺八より短く、近世に流行した「一節切」、普化宗^{ふ けしゅう}で用いた「普化尺八」、さらに普化尺八を基にした「新尺八」などがある。古代尺八や一節切による演奏伝承は途絶えたが、江戸時代に普化宗の法器として普化僧^{こ むそう}（虚無僧）によって演奏された普化尺八（虚無僧尺八）は、江戸時代中期に初代黒澤琴古^{くろさわきん こ}によって集成され、これが琴古流の系統となった。江戸時代には尺八を一般には奏することが出来なかったが、明治4年に普化宗が廃されて後は、広く人々によって愛好されるようになり、洗練された。息遣い、指遣い、首の操作などによって様々な音色、音の強弱や揺れなどを作り出し、精神性をも感じさせる表現を創出する。尺八本曲の演奏に加え、箏や三絃との合奏も行われ、日本伝統音楽の一つとして特色を発揮している。流派には、琴古流や都山流^{と ざん}をはじめ、

上田流、竹保流、尺八古典本曲の傳承に注力する明暗各派がある。

以上のように、尺八は、芸術上特に価値が高く、我が国の音楽史上特に重要な地位を占めるものである。

(2) 保持者の認定について

①保持者

氏 名 善養寺 恵介

生年月日 昭和39年3月13日（満61歳）

住 所 埼玉県所沢市

②保持者の特徴

同人は、尺八古典本曲に本格的に取り組む数少ない演奏家として、その演奏技法を高度に体現し、卓越した技量を示している。また、斯界の発展及び後進の指導・育成にも尽力している。

③保持者の概要

同人は、各地に伝わる尺八古典本曲の集成を行った根笹派錦風流の神如道の門人であった父から、6歳より尺八の手ほどきを受け、さらに岡崎自修、岡本竹外、神如正に師事して尺八古典本曲の習得に努めた。昭和59年、東京芸術大学音楽学部邦楽科に入学して後は、大学及び大学院を通して琴古流の山口五郎（平成4年重要無形文化財「尺八」（各個認定）保持者）に師事して芸域を広げた。大学院を修了した平成2年には第11回舞踊・邦楽公演「明日をになう新進の舞踊・邦楽鑑賞会」（国立劇場主催）に出演するなど、同人の確かな演奏には早くから信頼が寄せられた。以後、今日に至るまで研鑽に励み、意欲的に演奏活動を展開し、尺八古典本曲に本格的に取り組む数少ない演奏家として、斯界において重要な地位を占め、活躍している。

尺八の吹奏を修行とみなす虚無僧尺八を原点とする同人は、尺八古典本曲において求道的な音作りを行い、虚無僧尺八が追求する深い精神性を高度な演奏技法によって表現して高く評価されている。また箏、三絃とのいわゆる三曲合奏では曲趣を捉えた音色と調和のとれた吹奏により優れた演奏成果を示し、地歌箏曲演奏家からの信頼も厚い。このような同人の演奏に対しては、平成29年度（第72回）文化

庁芸術祭（音楽部門）大賞や平成29年度（第68回）芸術選奨音楽部門文部科学大臣賞、紫綬褒章等が贈られている。

また、自身の弟子を指導するほか、東京芸術大学等において非常勤講師を務めるなど、斯界の発展や後進の指導・育成に尽力している。

以上のように、同人は尺八の技法を正しく体得し、かつ、これに精通するとともに、その技法を高度に体現している。

④保持者の略歴

- | | |
|-------|--|
| 昭和45年 | 父の手ほどきで尺八を学び始める |
| 同 51年 | <small>おかざき じ しゅう</small>
岡崎自修に師事 |
| 同 55年 | <small>おかもとちくが い</small>
岡本竹外に師事 |
| 同 57年 | <small>じんによしゅう</small>
神如正に師事 |
| 同 59年 | 東京芸術大学音楽学部邦楽科に入学し、 <small>やまぐち ごろう</small> 山口五郎（重要無形文化財「尺八」（各個認定）保持者）に師事 |
| 同 63年 | 東京芸術大学音楽学部邦楽科卒業 |
| 平成 2年 | 東京芸術大学大学院音楽研究科修士課程修了 |
| 同 年 | 第11回舞踊・邦楽公演「明日をになう新進の舞踊・邦楽鑑賞会」（国立劇場主催）に出演 |
| 同 3年 | 東京芸術大学音楽学部邦楽科非常勤講師（同5年まで、同7年から同9年まで） |
| 同 11年 | 第1回リサイタル開催（これまでに16回開催） |
| 同 14年 | 第6回ビクター伝統文化振興財団賞「奨励賞」（現 日本伝統文化振興財団賞） |
| 同 18年 | <small>やま と しゅう わ</small>
山田流箏曲の山登松和と共に「ZEN YAMATO」開催（これまでに18回開催） |
| 同 21年 | 有明教育芸術短期大学音楽教養学科非常勤講師（同29年まで） |
| 同 年 | 平成20年度（第63回）文化庁芸術祭（音楽部門）新人賞 |
| 同 22年 | 平成21年度（第64回）文化庁芸術祭（音楽部門）優秀賞 |
| 同 29年 | 山田流箏曲・尺八・邦楽囃子の有志と共に「邦楽ぐる一ふ <small>しょう</small> 翔の会」開催（これまでに7回開催） |
| 同 30年 | 平成29年度（第72回）文化庁芸術祭（音楽部門）大賞 |
| 同 年 | 平成29年度（第68回）芸術選奨音楽部門文部科学大臣賞 |
| 令和 元年 | <small>たかはしすいしゅう</small> 胡弓の高橋翠秋、 <small>ふじもとあきこ</small> 地歌の藤本昭子、 <small>つるざわつ がじゅ</small> 義太夫節三味線の鶴澤津賀寿と共 |

に演奏ユニット「SATZ（ザッツ）」開催（これまでに4回開催）

同 2年 紫綬褒章

同 4年 一般社団法人日本尺八演奏家ネットワーク理事（現在に至る）

（3）備考

同分野の既認定者

（死亡解除）

のうとみ やす じ
納富 安治（芸名 のうとみ じゅどう 納富 寿童）（昭和42年4月10日指定・認定～同51年2月24日指定・認定解除）

やまぐち ごろう
山口 五郎（平成4年5月15日認定～同11年1月3日認定解除）

しまばら しげぞう
島原 重蔵（芸名 しまばら はんざん 四世 島原 帆山）（昭和57年4月20日指定・認定～平成13年12月15日認定解除）

やまもと やすまさ
山本 泰正（芸名 やまもと ほうざん 山本 邦山）（平成14年7月8日認定～同26年2月10日認定解除）

あお き しず お
青木 静夫（芸名 あお き れいおう 青木 鈴翁）（平成11年6月21日認定～同30年8月21日指定・認定解除）

（現保持者）

の むら まさ や
野村 正也（芸名 の むら ほうざん 野村 峰山）（令和4年10月31日指定・認定）

(工芸技術の部)

1 髹漆 林 曉

「髹漆」は、昭和49年4月20日に重要無形文化財に指定され、現在、保持者として小森邦博（雅号 小森邦衛）氏、増村紀一郎氏が認定されている。現保持者に加えて、林氏を保持者として「追加認定」するものである。



(林 曉 氏)



(制作中の林氏)

(1) 重要無形文化財「髹漆」について

髹漆は、漆を塗ることを主とする、漆芸の基本となる技法である。

素地の造形に始まり、下地を経て、塗りやその仕上げに至る広い工程にわたり、各工程には多種の技術がある。素地の原材料は、木、竹、布、和紙、縄、皮など多様で、素地は、材の種類や作品の形に応じた技術で造形される。下地は、素地の材質や作品の形に応じた技術で施され、上塗りや仕上げにも、塗り立てや色仕上がりなどの種類がある。

漆芸の中で最も古い技法であり、現在では、立体的な造形と漆特有の塗肌や光沢を生かした制作が行われている。

以上のように、髹漆は、芸術上価値が高く、工芸史上重要な地位を占める技法である。

(2) 保持者の認定について

①保持者

氏 名 林 暁

生年月日 昭和29年4月25日（満71歳）

住 所 富山県高岡市

②保持者の特徴

同人は、伝統的な髹漆の技法を高度に体得し、乾漆や木地を素地とする、研ぎ澄まされた形の作品を制作している。鋭敏な造形感覚に基づく形を実現するためには、同人の髹漆各工程に対する深い理解と技術の高さが不可欠であり、その作風と技量は日本伝統工芸展等で高く評価されている。また同人は、長年、富山大学等において漆芸教育に携わり、後進の指導・育成に尽力している。

③保持者の概要

同人は、昭和29年に東京都に生まれ、東京芸術大学美術学部工芸科及び同学大学院美術研究科修士課程で田口善次郎（（雅号 田口善国）平成元年重要無形文化財「蒔絵」（各個認定）保持者）等から漆芸技法について幅広く指導を受けるとともに、増村成雄（（雅号 増村益城）昭和53年重要無形文化財「髹漆」（各個認定）保持者）から髹漆を学んだ。その後、技法を研鑽しながら、表現に独自の創意工夫を加えて研究を重ね、髹漆の技法を高度に体得した。

髹漆は、素地の造形から下地を経て、上塗や仕上げに至る幅広い工程にわたり、各工程には多種の技術がある。

同人の作品の特徴は、細部まで研ぎ澄まされた器形である。同人は、器形の追求のため、構想や初期工程に現代的な手段や機器を取り入れつつ、髹漆の各工程の技術を錬磨してきた。まず素地は、作品の形に応じて、雌型等を用いる乾漆、木地、乾漆と木地の併用のいずれかを選択し、素地を作る段階で作品の形を厳密に決める。そして、独自に工夫した薄い下地を施して、素地の形を損なうことなく補強や痩せ止めを行う。その後、精緻で均一な塗りを重ね、複雑な曲面を蠟色仕上げすることで、漆の色と艶によって器形の明快さを際立たせる。

鋭敏な造形感覚に基づく器形の実現には、同人の髹漆各工程に対する深い理解と技術の高さが不可欠であり、その作風と技量は高く評価されている。

同人は、日本伝統工芸展を中心に作品を発表しており、平成8年、第43回展で日本工芸会会長賞（優秀賞）、同21年の第56回展で文部科学大臣賞（優秀賞）を受賞した。さらに、平成22年には紫綬褒章を受章し、同29年には第20回岡田茂吉賞大賞を受賞した。

また同人は、長年、富山大学等において漆芸教育に尽力し多くの漆芸作家等を育て、日本伝統工芸展の鑑査委員を務めるなど、幅広く後進の指導・育成に尽力している。

以上のように、同人は、髹漆の制作技法を高度に正しく体得しており、かつ、これに精通している。

④保持者の略歴

昭和53年 東京芸術大学美術学部工芸科卒業
同 55年 東京芸術大学大学院美術研究科修士課程修了
同 57年 第29回日本伝統工芸展初入選
同 62年 社団法人日本工芸会（現 公益社団法人日本工芸会）正会員（現在に至る）
平成 4年 東京芸術大学美術学部工芸科非常勤講師（同7年まで）
同 7年 高岡短期大学産業工芸学科（現 富山大学芸術文化学部）助教授
（同15年まで）
同 8年 第43回日本伝統工芸展日本工芸会会長賞（優秀賞）
作品「乾漆朱塗食籠」
同 15年 高岡短期大学産業造形学科（現 富山大学芸術文化学部）教授
（令和5年まで）
同 16年 石川県立輪島漆芸技術研修所講師（現在に至る）
同 21年 第56回日本伝統工芸展文部科学大臣賞（優秀賞）
作品「乾漆蓮花食籠」
同 22年 第57回日本伝統工芸展第1次鑑査委員（以降、計4回歴任）
同 年 紫綬褒章
同 29年 第20回岡田茂吉賞大賞
令和 2年 富山大学芸術文化学部附属技藝院（文化財保存・新造形技術研究センター）センター長（同7年まで）
同 4年 公益社団法人日本工芸会理事（同6年まで）
同 5年 富山大学芸術文化学部研究員（同7年まで）

同 年 富山大学名誉教授（現在に至る）
 同 6年 第71回日本伝統工芸展第2次鑑査委員
 同 7年 富山大学芸術文化学部客員教授（現在に至る）
 同 年 金沢美術工芸大学客員教授（現在に至る）

（3）備考

同分野の既認定者

（死亡解除）

あか ち そと じ あか ち ゆうさい
 赤地 外次（雅号 赤地 友哉）（昭和49年4月20日指定・認定～同59年6月30日認定解除）
 ますむら なり お ますむら まし き
 増村 成雄（雅号 増村 益城）（昭和53年4月26日認定～平成8年4月20日認定解除）
 しお だ けい しろう
 塩多 慶四郎（平成7年5月31日認定～同18年9月24日認定解除）
 おおにし いさお
 大西 勲（平成14年7月8日認定～令和6年5月10日認定解除）

（現保持者）

こ もり く に ひろ こ もり く に え
 小森 邦博（雅号 小森 邦衛）（平成18年9月15日認定）
 ますむら き いちろう
 増村 紀一郎（平成20年9月11日認定）

2 彫金 奥村 雅幸 (雅号 奥村 公規)

「彫金」は、昭和53年4月26日に重要無形文化財に指定され、現在、保持者として中川 衛氏、桂 剛 (雅号 桂 盛仁) 氏が認定されている。現保持者に加えて、奥村氏を保持者として「追加認定」するものである。



(奥村 雅幸 氏)



(制作中の奥村氏)

(1) 重要無形文化財「彫金」について

彫金とは、各種の鑿^{たがね}、金槌、きさげ、糸鋸等を用いて、金工品の素地^{きじ}を彫り刻んだり、透かしたり、異種の素材を嵌めこんだりして加飾する仕事をいう。その内容は、毛彫^{け ぼり}、蹴彫^{けり ぼり}、片切彫^{かたぎり ぼり}、透彫^{すかし ぼり}等の彫りを中心とした技法のほか、多様な象嵌^{ぞうがん}など、幅広い手法が含まれる。

我が国の彫金技法は、中国大陸・朝鮮半島から伝播され、刀装金具の製作技法として高度に発達した。明治時代の廃刀令後は造幣、装身具、置物、建築金具等の製作に活路を開き、優れた制作活動を行う作家が輩出している。

以上のように、彫金は、芸術上価値が高く、工芸史上重要な地位を占める技法である。

(2) 保持者の認定について

① 保持者

氏 名 奥村 雅幸 (雅号 奥村 公規)

生年月日 昭和25年7月11日 (満75歳)

住 所 東京都東久留米市

②保持者の特徴

同人は、伝統的な彫金の技法を高度に体得しており、自身で鍛造した趣向を凝らした胎に布目象嵌や線象嵌、魚々子象嵌といった多彩な象嵌技法を効果的に用いて作品制作を行っている。

同人の趣向を凝らした胎と、多彩な象嵌技法による表現の融合によって生み出される詩情溢れる優美な作品は、日本伝統工芸展等で受賞を重ねるなど、高く評価されている。また、同人は、斯界の発展及び後進の指導・育成にも尽力している。

③保持者の概要

同人は、昭和25年に東京都に生まれ、武蔵野美術大学造形学部産業デザイン学科（現 工芸工業デザイン学科）在学中から、金工作家の池田正美に指導を受け、伝統的な彫金の技術を習得した。また、金工作家の井尾敏雄に指導を受け、鍛金の技術を習得し、彫金を施す胎を自身で鍛造するようになる。大学を卒業した昭和50年には、鴨下明（（雅号 鴨下春明）平成11年重要無形文化財「彫金」（各個認定）保持者）に指導を受ける。昭和59年には社団法人日本工芸会（現 公益社団法人日本工芸会）主催の伝承者養成研修会（国庫補助事業）に参加し、鹿島榮一（（雅号 鹿島一谷）昭和54年重要無形文化財「彫金」（各個認定）保持者）に布目象嵌の技術を学んだ。以来、象嵌を中心とする彫金の技法について研究を続け、堅実な創作活動を展開しながら技を錬磨し、高度に体得して今日に至る。

同人は、自身で鍛造した箱状の胎に、様々な種類の金属を用い、多彩な象嵌技法を駆使して作品制作を行っている。胎の地金には、銀と銅の合金である四分子（龍銀）を多用し、平面と曲面を組み合わせた独自の造形に鍛造し、趣向を凝らして、素材の魅力を生かした深い色合いを生み出し、その上に展開される象嵌を引き立てている。

胎に展開される多彩な象嵌は、作品の主題やモチーフに応じて効果的に選択されている。同人は心象風景や自然等を主題とし、主役となる部分には、華やかな金の布目象嵌等を用い、それらを際立たせる役割を担う輪郭線や流水等を表す曲線、煌めく星々等を表す点には、様々な金属の線象嵌や魚々子象嵌等を繊細に用いて表現している。

同人の、趣向を凝らした胎と、多彩な象嵌技法による表現の融合によって生み出さ

れる詩情溢れる優美な作品は高く評価されている。

同人は、日本伝統工芸展を中心に作品を発表しており、平成7年の第42回展で文部大臣賞（優秀賞）を、同19年の第54回展、令和5年の第70回展で日本工芸会奨励賞を受賞した。

また同人は、日本伝統工芸展の鑑査委員等を務め、後進の指導・育成にも尽力している。

以上のように、同人は、彫金の技法を高度に正しく体得しており、かつ、これに精通している。

④保持者の略歴

- 昭和46年 ^{いけ だ ま さ み}池田正美に彫金の指導を受ける
- 同 49年 ^{い お と し お}井尾敏雄に鍛金の指導を受ける
- 同 50年 武蔵野美術大学造形学部産業デザイン学科（現 工芸工業デザイン学科）卒業
- 同 年 ^{かもしたあきら}鴨下 明（（雅号 ^{かもしたしゅんめい}鴨下 春 明）重要無形文化財「彫金」（各個認定保持者）に指導を受ける
- 同 年 第22回日本伝統工芸展初入選
- 同 59年 社団法人日本工芸会（現 公益社団法人日本工芸会）主催の伝承者養成研修会（国庫補助事業）に参加し、^{か し ま え い い ち}鹿島榮一（（雅号 ^{か し ま い っ こ く}鹿島一谷）重要無形文化財「彫金」（各個認定）保持者）に指導を受ける
- 平成 3年 社団法人日本工芸会（現 公益社団法人日本工芸会）正会員（現在に至る）
- 同 7年 第42回日本伝統工芸展文部大臣賞（優秀賞）
作品^{てつ じ ぞうがんこうばこ}「鉄地象嵌香匣」（文化庁買上）
- 同 19年 第54回日本伝統工芸展日本工芸会奨励賞
作品^{ろうぎん じ きん る は こ}「朧銀地金鏤匣」^{は お と}「羽音」
- 同 20年 第55回日本伝統工芸展第1次鑑査委員（以降、計4回歴任）
- 令和 4年 第69回日本伝統工芸展第2次鑑査委員
- 同 5年 第70回日本伝統工芸展日本工芸会奨励賞
作品^{ろうぎん じ ぞうがんはこ}「朧銀地象嵌匣」^{とき}「時」
- 同 6年 公益社団法人日本工芸会理事（現在に至る）

(3) 備考

同分野の既認定者

(死亡解除)

うんの きよし
海野 清 (昭和30年5月12日指定・認定～同31年7月10日指定・認定解除)

ないとう しろう
内藤 四郎 (昭和53年4月26日指定・認定～同63年1月12日認定解除)

かしま えいいち
鹿島 栄一 (雅号 鹿島 いっこく) (昭和54年4月21日認定～平成8年11月23日認定解除)

かもした あきら
鴨下 明 (雅号 鴨下 しゅんめい) (平成11年6月21日認定～同13年4月9日認定解除)

かなもり えいいち
金森 栄一 (雅号 金森 えい い ち) (平成元年5月6日認定～同13年11月25日認定解除)

ますだ みつお
増田 三男 (平成3年4月19日認定～同21年9月7日認定解除)

やまもと あきら
山本 晃 (平成26年10月23日認定～令和6年12月28日認定解除)

(現保持者)

なかがわ まもる
中川 衛 (平成16年9月2日認定)

かつら たけし
桂 剛 (雅号 桂 もりひと) (平成20年9月11日認定)

3 ^{もくこうげい}木工芸 ^{わたなべ}渡辺 ^{あきら}明（雅号 ^{わたなべ}渡辺 ^{あき お}晃男）

「木工芸」は、昭和59年4月9日に重要無形文化財に指定され、現在、保持者として川北良造氏、中川清司氏、村山明氏、須田賢司氏、宮本貞治氏が認定されている。現保持者に加えて、渡辺氏を保持者として「追加認定」するものである。



（渡辺 明 氏）



（制作中の渡辺氏）

（1）重要無形文化財「木工芸」について

豊富な樹種に恵まれた我が国の木工は、原始時代には始まり、用具の普及や技術の流入などによって発展し、その後、我が国特有の素材を生かした展開を見せ、明治時代以後は木工芸の各技術分野に名匠が現れた。

木工芸の技法には^{さしもの}指物、^{くりもの}刳物、^{ひきもの}挽物、^{まげもの}曲物等があり、その分野ごとに異なった素材を用いるなど、それぞれが技術上の特色を有している。木工芸の制作は、素材の特色を生かし、狂いが生じないようにするため長期にわたる入念な工程を要する。

以上のように、木工芸は、芸術上価値が高く、工芸史上重要な地位を占める技法である。

（2）保持者の認定について

①保持者

氏 名 渡辺 明（雅号 渡辺 晃男）

生年月日 昭和28年6月13日（満72歳）

住 所 東京都多摩市

②保持者の特徴

同人は、伝統的な木工芸の技法を高度に体得しており、指物の技法を用いて箱などを作り、象嵌の技法によって、錫線、寄木、玳瑁、螺鈿、染角等の多彩な素材を併用した加飾を施すことを得意としている。同人の作品は、指物による箱の形、木取り、象嵌が一体となって木材の美しさを際立たせる、華やかで品格高いものとして、日本伝統工芸展等で高く評価されている。また、日本伝統工芸展の鑑査委員を務めるなど、後進の指導にも尽力している。

③保持者の概要

同人は、昭和28年に千葉県に生まれ、千葉大学工業短期大学部木材工芸科（現在は、工業短期大学部及び木材工芸科は廃止）を卒業後、大工の本多廣吉、木工芸作家の佐藤 豊（雅号 佐藤豊 樵）に師事して、伝統的な木工芸の技法を習得した。その後も、制作を重ねながら技法・表現の研鑽を積み、木工芸の技法を高度に体得した。

木工芸は、木材を用いて造形する多様な技法の総称である。同人はそのうち、指物の技法を用いて箱等の器物を正確に作り、象嵌の技法によって加飾を施すことを得意としている。

同人が、器物の主たる材として多く用いるのは、黒柿、紫檀、楓、神代 樺等の木目が特徴的な材や部位である。また象嵌は、錫線によって意匠を描き、寄木、玳瑁、螺鈿、染角等の多彩な素材を併用することが多い。同人は、個性的な空の材に存在感が強い複数の素材を組み合わせながらも、錫線の銀色と輝きの効果を巧みに用いて、木材と象嵌の多様な色彩と素材感を品格高くまとめ、加飾を施したからこそ生まれる空の新たな見え方を引き出している。

同人の空を見極める技量が発揮された作品は、指物による箱の形、木取り、象嵌が一体となって木材の美しさを際立たせるもので、その華やかな作風と確かな技術は高く評価されている。

同人は、日本伝統工芸展を中心に作品を発表しており、平成26年の第61回展及び同30年の第65回展で東京都知事賞（優秀賞）を受賞した。その後、令和元

年に紫綬褒章を受章し、同6年には第44回伝統文化ポーラ賞優秀賞を受賞した。

また同人は、日本伝統工芸展の鑑査委員を務めるなど、後進の指導・育成に尽力している。

以上のように、同人は、木工芸の制作技法を高度に正しく体得しており、かつ、これに精通している。

④保持者の略歴

昭和51年 千葉大学工業短期大学部木材工芸科（現在は、工業短期大学部及び木材工芸科は廃止）卒業
同 年 ほん だ ひろよし 本多廣吉に師事（同53年まで）
同 58年 さ とうほうしょう 佐藤豊 樵 に師事（同61年まで）
同 61年 第33回日本伝統工芸展初入選
平成 元年 社団法人日本工芸会（現 公益社団法人日本工芸会）正会員（現在に至る）
同 26年 第61回日本伝統工芸展東京都知事賞（優秀賞）
作品「くろがきゆうせんよせ ぎ ぞうがんばんこ黒柿有線寄木象嵌箱」
同 27年 第62回日本伝統工芸展第1次鑑査委員（以降、計5回歴任）
同 30年 第65回日本伝統工芸展東京都知事賞（優秀賞）
作品「くろがきす おう ぞめがなんそうばんこ さいほう かぜ黒柿蘇芳染嵌荘箱「西方の風」」
令和 元年 紫綬褒章
同 3年 第68回日本伝統工芸展第2次鑑査委員
同 4年 公益社団法人日本工芸会理事（同6年まで）
同 6年 第44回伝統文化ポーラ賞優秀賞（木工芸の制作・伝承）

（3）備考

同分野の既認定者

（死亡解除）

ひ み 氷見	よ そ じ 與三治（雅号	ひ み 氷見	こうどう 晃堂）（昭和45年4月25日指定・認定～同50年2月28日認定解除）
くろ だ 黒田	たつあき 辰秋（昭和45年4月25日指定・認定～同57年6月4日指定・認定解除）		
かたおか 片岡	せ き お 誠喜男（雅号	おお の 大野	しょうわ さい 昭和齋）（昭和59年4月9日指定・認定～平成8年8月30日認定解除）
なかだい 中臺	しんざぶろう 眞三郎（雅号	なかだい 中臺	ずいしん 瑞真）（昭和59年4月9日指定・認定～平成14年4月23日認定解除）

おおさか ひろみち
大坂 弘道（平成9年6月6日認定～令和2年9月25日認定解除）
はいそと たつ お
灰外 達夫（平成24年10月4日認定～同27年3月14日認定解除）

（現保持者）

かわぎた りょうぞう
川北 良造（平成6年6月27日認定）
なかがわ きよつぐ
中川 清司（平成13年7月12日認定）
むらやま あきら
村山 明（平成15年7月10日認定）
すだ けんじ
須田 賢司（平成26年10月23日認定）
みやもと ていじ
宮本 貞治（令和5年10月18日認定）

〔 3. 重要無形文化財の保持者の団体の構成員の追加認定（総合認定） 〕

1 ^{が がく く ない ちょう しき ぶ しょく がく ぶ ぶ いん} 雅楽（宮内庁式部職楽部部員）

^{が がく}「雅楽」は、昭和30年5月12日に重要無形文化財に指定され、その保持者として
^{く ない ちょう しき ぶ しょく がく ぶ ぶ いん}宮内庁式部職楽部部員が総合的に認定され、現在23名の保持者がいる。これらの保持者に加えて、2名を保持者の団体の構成員として「追加認定」するものである。

（1）保持者の団体の構成員の追加認定

今回認定しようとする2名は、雅楽の技法を高度に体现し、重要無形文化財「雅楽」の保持者としてふさわしい者であるので、重要無形文化財「雅楽」の保持者の団体の構成員（宮内庁式部職楽部部員）として追加認定するものである。

（2）備考

①追加認定の経過

第 1 次認定	24名	昭和30年	5月12日
第 2 次認定	19名	昭和62年	4月20日
第 3 次認定	2名	平成 5年	4月15日
第 4 次認定	4名	平成 8年	5月10日
第 5 次認定	1名	平成11年	6月21日
第 6 次認定	2名	平成13年	7月12日
第 7 次認定	1名	平成16年	9月 2日
第 8 次認定	2名	平成17年	8月30日
第 9 次認定	1名	平成19年	9月 6日
第10次認定	1名	平成20年	9月11日
第11次認定	2名	平成21年	9月 2日
第12次認定	2名	平成22年	9月 6日
第13次認定	1名	平成25年	9月26日
第14次認定	1名	平成26年	10月23日
第15次認定	1名	平成30年	9月25日
第16次認定	1名	令和 2年	10月 9日
第17次認定	1名	令和 4年	10月31日
現保持者数	23名		

②今回追加認定後の保持者数

25名（延べ68名）

2 ぎ だ ゆ う ぶ し ろ ぎ だ ゆ う ぶ し ほ ぞ ん か い か い い ん 義太夫節（義太夫節保存会会員）

ぎ だ ゆ う ぶ し
「義太夫節」は、昭和55年4月21日に重要無形文化財に指定され、その保持者としてぎ だ ゆ う ぶ し ほ ぞ ん か い か い い ん
義太夫節保存会会員が総合的に認定され、現在27名の保持者がいる。これらの保持者に加えて、1名を保持者の団体の構成員として「追加認定」するものである。

（1）保持者の団体の構成員の追加認定

今回認定しようとする1名は、義太夫節の技法を高度に体現し、重要無形文化財「義太夫節」の保持者としてふさわしい者であるので、重要無形文化財「義太夫節」の保持者の団体の構成員（義太夫節保存会会員）として追加認定するものである。

（2）備考

①追加認定の経過

第 1 次認定	30名	昭和55年	4月21日
第 2 次認定	11名	昭和61年	4月28日
第 3 次認定	8名	平成12年	6月 6日
第 4 次認定	10名	平成21年	9月 2日
第 5 次認定	4名	平成27年	10月 1日
第 6 次認定	4名	平成30年	9月25日
第 7 次認定	2名	令和 4年	10月31日
現保持者数	27名		

②今回追加認定後の保持者数

28名（延べ70名）

3 常磐津節ときわ ずぶし（常磐津節保存会会員ときわ ずぶし ほ ぞんかい かい いん）

「常磐津節ときわ ずぶし」は、昭和56年4月20日に重要無形文化財に指定され、その保持者として常磐津節保存会会員ときわ ずぶし ほ ぞんかい かい いんが総合的に認定され、現在16名の保持者がいる。これらの保持者に加えて、2名を保持者の団体の構成員として「追加認定」するものである。

（1）保持者の団体の構成員の追加認定

今回認定しようとする2名は、常磐津節の技法を高度に体現し、重要無形文化財「常磐津節」の保持者としてふさわしい者であるので、重要無形文化財「常磐津節」の保持者の団体の構成員（常磐津節保存会会員）として追加認定するものである。

（2）備考

①追加認定の経過

第 1 次認定	24名	昭和56年	4月20日
第 2 次認定	7名	平成 2年	4月18日
第 3 次認定	6名	平成 8年	5月10日
第 4 次認定	13名	平成12年	6月 6日
第 5 次認定	3名	平成17年	8月30日
第 6 次認定	2名	平成20年	9月11日
第 7 次認定	3名	平成24年	10月 4日
第 8 次認定	1名	平成28年	9月30日
第 9 次認定	1名	令和 2年	10月 9日
現保持者数	16名		

②今回追加認定後の保持者数

18名（延べ62名）

4 かとうぶし 河東節 かとうぶし ほんかいかいいん（河東節保存会会員）

かとうぶし
「河東節」は、平成5年4月15日に重要無形文化財に指定され、その保持者として
かとうぶし ほんかいかいいん
河東節保存会会員が総合的に認定され、現在2名の保持者がいる。これらの保持者に加えて、1名を保持者の団体の構成員として「追加認定」するものである。

（1）保持者の団体の構成員の追加認定

今回認定しようとする1名は、河東節の技法を高度に体現し、重要無形文化財「河東節」の保持者としてふさわしい者であるので、重要無形文化財「河東節」の保持者の団体の構成員（河東節保存会会員）として追加認定するものである。

（2）備考

①追加認定の経過

第 1 次認定	5 名	平成 5 年 4 月 1 5 日
第 2 次認定	1 名	平成 1 1 年 6 月 2 1 日
第 3 次認定	3 名	平成 1 4 年 7 月 8 日
第 4 次認定	3 名	平成 1 8 年 9 月 1 5 日
第 5 次認定	1 名	平成 2 2 年 9 月 6 日
現保持者数	2 名	

②今回追加認定後の保持者数

3 名（延べ 1 4 名）

5 りゅうきゅうぶよう 琉球舞踊（りゅうきゅうぶよう ほ ぞんかいかいいん 琉球舞踊保存会会員）

りゅうきゅうぶよう
「琉球舞踊」は、平成21年9月2日に重要無形文化財に指定され、その保持者として りゅうきゅうぶよう ほ ぞんかいかいいん 琉球舞踊保存会会員が総合的に認定され、現在81名の保持者がいる。これらの保持者に加えて、10名を保持者の団体の構成員として「追加認定」するものである。

（1）保持者の団体の構成員の追加認定

今回認定しようとする10名は、琉球舞踊の技法を高度に体現し、重要無形文化財「琉球舞踊」の保持者としてふさわしい者であるので、重要無形文化財「琉球舞踊」の保持者の団体の構成員（琉球舞踊保存会会員）として追加認定するものである。

（2）備考

①追加認定の経過

第 1 次認定	39名	平成21年 9月 2日
第 2 次認定	27名	平成29年10月 2日
第 3 次認定	32名	令和 4年10月31日
現保持者数	81名	

②今回追加認定後の保持者数

91名（延べ108名）

Ⅲ. 参考

1. 重要無形文化財の指定及び保持者等の認定制度

我が国の伝統的な芸能や工芸技術のうち、芸術上又は歴史上価値の高いものを重要無形文化財として指定し、これらのわざの高度な体現者・体得者をその保持者又は保持団体として認定。

(1) 保持者

- ①各個認定・・・重要無形文化財に指定されている芸能又は工芸技術を高度に体現・体得している個人を認定。
- ②総合認定・・・重要無形文化財に指定されている芸能を2人以上の者が一体となって体現している場合に、これらの者が構成している団体の構成員を認定。

(2) 保持団体

重要無形文化財に指定される工芸技術の性格上個人的特色が薄く、かつ、当該わざを保持する者が多数いる場合には、これらの者が主たる構成員となっている団体を認定。

2. 指定・認定までの手続き

毎年1回、重要無形文化財の保持者の死亡による認定の解除数、芸能及び工芸技術の分野の実態等を踏まえて、有識者により構成する文化審議会の専門調査会における専門的な調査検討を受けて、文化審議会の答申に基づき、文部科学大臣が重要無形文化財の指定及び保持者や保持団体の認定を行っている。

3. 「重要無形文化財」の指定件数と「保持者」及び「保持団体」の認定数

(1) 保持者（各個認定）

①「重要無形文化財」の指定件数と「保持者（各個認定）」の認定数

区分		現在	今回の指定・認定	指定・認定後
芸能の部	指定件数	38	1	39
	保持者数	54	2	56
工芸技術の部	指定件数	33	1	34
	保持者数	51	4	55
合計	指定件数	71	2	73
	保持者数	105	6	111

②「重要無形文化財保存特別助成金」の交付について

重要無形文化財保持者（各個認定）には、技の錬磨向上及び伝承者養成のための経費として、「重要無形文化財保存特別助成金」（1人年額200万円）を交付している。

(2) 保持者（総合認定）及び保持団体

①「重要無形文化財」の指定件数と「保持者の団体」数及び「保持団体」数

区分		現在	今回の指定・認定	指定・認定後
芸能の部	指定件数	15	－	15
	保持者の団体数	15	－	15
工芸技術の部	指定件数	16	－	16
	保持団体数	16	－	16

②上記団体には、伝承者養成のための事業実施に必要な経費を補助している。